

**九州地方整備局事業評価監視委員会（平成15年度 第5回）  
議 事 概 要 （ 速 報 ）**

日 時 平成15年11月28日（木）13：00～16：15  
場 所 福岡市博多区 ホテルセントラータ博多 花筐の間 （3階）  
出席者

- ・ 委 員 榎木委員長、吉田副委員長、浅野委員、  
小野委員、山崎委員、山本委員
  
- ・ 整備局 渡邊局長、梅木副局長、菊田副局長、大原総務部長、川崎河川部長、  
岡本道路部長、野村営繕部長、前橋用地部長 他

資 料

- ・ 資 料 - 1 議事次第
- ・ 資 料 - 2 九州地方整備局事業評価監視委員会(平成15年度 第5回)出席者名簿及び座席表
- ・ 資 料 - 3 九州地方整備局事業評価監視委員会 委員名簿
- ・ 資 料 - 4 平成15年度第4回委員会 補足説明
- ・ 資 料 - 5 平成15年度第5回委員会 事業再評価

議 事

1 . 開 会

2 . 審 議 等

1) 前回委員会の補足説明

三池港 内港北地区多目的国際ターミナル整備事業

2) 再評価対象事業の説明、審議

(港湾1事業)

佐世保港 前畑地区多目的国際ターミナル整備事業

【 重点審議 】

(河川10事業・ダム4事業)

城原川ダム建設事業

筑後川直轄河川改修事業・大山ダム建設事業

緑川直轄河川改修事業・七滝ダム建設事業

川内川直轄河川改修事業

五ヶ瀬川直轄河川改修事業

【 重点審議 】

番匠川直轄河川改修事業

肝属川直轄河川改修事業

大淀川直轄河川改修事業

球磨川直轄河川改修事業

菊池川直轄河川改修事業

松浦川直轄河川改修事業

蔵木ダム湖活用環境整備事業

【 要点審議 】

3 . 閉 会

## 報 告

1. 三池港 内港北地区多目的国際ターミナル整備事業について補足説明された。  
対応方針（原案）は追加確認された。

## 審議結果

1. 平成15年度 第5回 事業再評価委員会  
事務局より再評価対象事業（港湾事業1事業・河川事業10事業・ダム事業4事業）  
について説明し、審議を行った。

### [ 港湾事業 ]

- (1) 【佐世保港 前畑地区多目的国際ターミナル整備事業】 . . . 事業中止  
審議の結果、対応方針（原案）どおり、事業中止で了承された。

### [ 河川・ダム事業 ]

#### 河川事業全般について

##### 委員からの意見

- ・今後の河川改修においては、以下の3点について今後検討を深め、評価のあり方について研究することが望まれる。

環境については現状の河川環境のみを踏まえるのではなく、本来あるべき河川の姿をふまえること。

河川の計画については、過去の水害データに依存するのではなく、将来の気象変動等ふまえた改修のあり方を今後考えること。

コスト縮減については、地域の特性も含めたものとし、安全性について十分配慮すること。

#### ダム事業全般について

##### 委員からの意見

- ・コスト縮減については、地域の特性も含めたものとし、安全性について十分配慮すること。

## 重点審議事業の選定説明

- ・ダム事業における重点審議事業の選定理由について、浅野委員より説明を行った。
- ・河川事業における重点審議事業の選定理由について、小野委員より説明を行った。

- (2) 【城原川ダム建設事業】 . . . 当面の間、継続  
審議の結果、対応方針（原案）どおり、当面の間、継続で了承された。

##### (対応方針抜粋)

河川整備計画が策定されるまでの間、当面城原川ダム建設事業は、雨量・流量の基礎調査等に限って行う。

委員からの意見

- ・環境も踏まえて流域委員会で議論をして欲しい。

(3) 【筑後川直轄河川改修事業】 . . . 事業継続  
審議の結果、対応方針（原案）どおり、事業継続で了承された。

(4) 【大山ダム建設事業】 . . . 事業継続  
審議の結果、対応方針（原案）どおり、事業継続で了承された。

(5) 【緑川直轄河川改修事業】 . . . 事業継続  
審議の結果、対応方針（原案）どおり、事業継続で了承された。

(6) 【七滝ダム建設事業】 . . . 継続  
審議の結果、対応方針（原案）の表現を一部修正（以下のとおり）のうえ、事業継続で了承された。

修正内容

（対応方針抜粋）

今後、都市用水の確保が不要となったことを踏まえ、緑川水系全体の治水安全度を考慮した河川整備計画が策定されるまでの間、七滝ダム建設事業は雨量・流量の基礎調査等に限って行う。

(7) 【川内川直轄河川改修事業】 . . . 事業継続  
審議の結果、対応方針（原案）どおり、事業継続で了承された。

(8) 【五ヶ瀬川直轄河川改修事業】 . . . 事業継続  
審議の結果、対応方針（原案）の表現を一部追加（以下のとおり）のうえ、事業継続で了承された。

修正内容 「最後から2行目の後」

- ・なお、特に河口域における生物多様性に、より注意して事業を推進する必要がある。

(9) 【番匠川直轄河川改修事業】 . . . 事業継続  
審議の結果、対応方針（原案）どおり、事業継続で了承された。

(10) 【肝属川直轄河川改修事業】 . . . 事業継続  
審議の結果、対応方針（原案）どおり、事業継続で了承された。

(11) 【大淀川直轄河川改修事業】 . . . 事業継続  
審議の結果、対応方針（原案）どおり、事業継続で了承された。

(12)【球磨川直轄河川改修事業】 . . . 事業継続  
審議の結果、対応方針（原案）どおり、事業継続で了承された。

(13)【菊池川直轄河川改修事業】 . . . 事業継続  
審議の結果、対応方針（原案）どおり、事業継続で了承された。

(14)【松浦川直轄河川改修事業】 . . . 事業継続  
審議の結果、対応方針（原案）どおり、事業継続で了承された。

(15)【厳木ダム湖活用環境整備事業】 . . . 事業継続  
審議の結果、対応方針（原案）どおり、事業継続で了承された。

委員からの意見

- ・評価手法としてトラベルコスト法で算出されていて、新しい試みで良いと思う。  
しかし、精度的に問題はあると思うので、今後さらなる調査研究が必要。

**九州地方整備局事業評価監視委員会（平成15年度 第5回）**  
**議 事 概 要 （ 議 事 録 ）**

- 日 時 平成15年11月28日（木）13：00～16：15  
場 所 福岡市博多区 ホテルセントラータ博多 花筐の間 （3階）  
出席者  
・ 委 員 榑木委員長、吉田副委員長、浅野委員、  
小野委員、山崎委員、山本委員  
  
・ 整備局 渡邊局長、梅木副局長、菊田副局長、大原総務部長、川崎河川部長、  
岡本道路部長、野村営繕部長、前橋用地部長 他

資 料

- ・ 資 料 - 1 議事次第
- ・ 資 料 - 2 九州地方整備局事業評価監視委員会(平成15年度 第5回)出席者名簿及び座席表
- ・ 資 料 - 3 九州地方整備局事業評価監視委員会 委員名簿
- ・ 資 料 - 4 平成15年度第4回委員会 補足説明
- ・ 資 料 - 5 平成15年度第5回委員会 事業再評価

議 事

1 . 開 会

2 . 審 議 等

1) 前回委員会の補足説明

三池港 内港北地区多目的国際ターミナル整備事業

2) 再評価対象事業の説明、審議

(港湾1事業)

佐世保港 前畑地区多目的国際ターミナル整備事業

【 重点審議 】

(河川10事業・ダム4事業)

城原川ダム建設事業

筑後川直轄河川改修事業・大山ダム建設事業

緑川直轄河川改修事業・七滝ダム建設事業

川内川直轄河川改修事業

五ヶ瀬川直轄河川改修事業

番匠川直轄河川改修事業

肝属川直轄河川改修事業

大淀川直轄河川改修事業

球磨川直轄河川改修事業

菊池川直轄河川改修事業

松浦川直轄河川改修事業

廠木ダム湖活用環境整備事業

【 重点審議 】

【 要点審議 】

3 . 閉 会

## 報 告

1. 三池港 内港北地区多目的国際ターミナル整備事業について補足説明した。  
対応方針（原案）は追加確認された。

## 審議結果

1. 平成15年度 第5回 事業再評価委員会  
事務局より再評価対象事業（港湾事業1事業・河川事業10事業・ダム事業4事業）  
について説明し、審議を行った。

### [ 港湾事業審議 ]

#### 1) 佐世保港 前畑地区多目的国際ターミナル整備事業 . . . 事業中止

審議の結果、対応方針（原案）どおり、事業中止で了承された。

委員からの意見は、次のとおり

航路はどれくらいの規模の船舶が安全に通航できるのか。

事務局： 中型船の船舶が安全に通航できる。

事業を中止することにより、飛砂による周辺企業への影響の問題はどうなるのか。

事務局： 飛砂の問題が生じているのは相浦地区であり、飛砂による影響のある周辺企業は、暫定供用する前畑地区への移転で対応することとしている。

今までのターミナル整備事業（岸壁、航路等）への投資が無駄になるということか。

事務局： 今までの投資を無駄にすることなく、ターミナルの暫定供用を図り、主に中型船が利用する岸壁として有効活用するという事であり、無駄になるとは考えていない。

岸壁-13m背後の整備計画はどのようになるのか。

事務局： 地元と連携しながら岸壁として効力が発揮しうるように努めたいと考えている。

対応方針（原案）について

原案どおり「事業中止」で了承する。

### [ 重点審議事業の選定説明 ]

- ・ダム事業における重点審議事業の選定理由について、浅野委員より説明を行った。
- ・河川事業における重点審議事業の選定理由について、小野委員より説明を行った。

### [ 河川・ダム事業審議 ]

< 河川・ダム事業全般に係る意見 >

委員からの意見

河川環境は、河床、川岸等 経年的にだんだん変わっていく。答えが難しいと思うが、河川環境目標（本来の河川のあるべき姿）を設定した上で手を入れ

ていくことが大事だと考えるが、どういう環境を目標として整備しているのか。  
事務局： 今後、調査研究していく課題と考える。

小野委員の河川環境の目標に関しては合意形成のときに考えておかないといけない事項でもある。目標（本来の河川のあるべき姿）がないと河川に手を入れてはいけない（現状の環境を改変してはならない）という誤った認識を与えてしまう。目標に向け整備を進めていくという姿勢を示していくことが必要では。

過去の災害事例を強調して説明されてもあまり意味がない。今後の考え方として、過去のデータからの推測だけでなく、地球温暖化等による最近の集中豪雨も考慮し、将来の気候変動等も含めた予防的な考えについて計画に反映する仕組みを考え示していく必要があるのでは。

コスト縮減については、それぞれの事業特性を踏まえ、安全性についても十分確保する必要がある。やみくもなコスト縮減は、多くの人に不安を与えてしまうことから、コスト縮減の考え方について一般にもしっかりと説明していく事も大事である。

## 2) 城原川ダム建設事業

・・・当面の間、継続

審議の結果、対応方針（原案）どおり、当面の間、継続で了承された。  
委員からの意見は、次のとおり

事業の判断は、治水、利水、環境の3要素で判断される事となると思うが、城原川ダムの議論の中で環境の要素の議論が不足しているような感じがしている。城原川流域委員会では、治水、利水だけでなく、環境面についても十分議論し判断して頂きたい。

対応方針（原案）で「概ね1年を目途に提言頂くこととしている」「雨量・流量の基礎調査等に限って行う」と記載あるが、一年で結論出すためのデータは揃っているのか？また、予算の執行は文字通りの基礎調査のみか。

事務局： 今後の議論の推移にもよるがこれまでのデータで判断頂けると考えている。また、基礎調査等には、流域委員会の運営費用も含む。

この事業は昭和54年に実施計画調査の採択時から調査を継続しているということではどうか。また、年間の調査費用の額は。

事務局： 平成2年までは、現地に調査がはいれない時期もあった。調査費用は平成15年度は約1億円である。

当面の雨量・流量の基礎調査等であってもその額がかかるのか。

事務局： 1億円はかからないと考えている。

対応方針（原案）について

原案どおり「当面の間、継続」で了承する。

（対応方針抜粋）

河川整備計画が策定されるまでの間、当面城原川ダム建設事業は、雨量・流量の基礎調査等に限って行う。

3) 筑後川直轄河川改修事業

・・・事業継続

審議の結果、対応方針（原案）どおり、事業継続で了承された。  
委員からの意見は、次のとおり

昭和28年の災害以降これまでに各種改修事業を実施してきているが、それらの効果についてはどうなっているか？

事務局： 昭和40年代以前のデータがないこともあり、精度のいい計算ができない状況。検討課題であり、今後トライしたいと考えている。

対応方針（原案）について

原案どおり「事業継続」で了承する。

4) 大山ダム建設事業

・・・事業継続

審議の結果、対応方針（原案）どおり、事業継続で了承された。

対応方針（原案）について

原案どおり「事業継続」で了承する。

5) 緑川直轄河川改修事業

・・・事業継続

審議の結果、対応方針（原案）どおり、事業継続で了承された。  
委員からの意見は、次のとおり

緑川直轄河川改修事業のB/Cに七滝ダムの分が入っているのか。

事務局： 支川に効果のあるダムのため計上していない。

河川とダムとユニットで審議しているのに別々で計上することは分かりにくい。説明の工夫が必要。

対応方針（原案）について

原案どおり「事業継続」で了承する。

6) 七滝ダム建設事業

・・・継続

審議の結果、対応方針（原案）の表現を一部修正のうえ、継続で了承された。  
委員からの意見は、次のとおり

対応方針（原案）の記述で、「・・・基礎調査等に限って行う」という理由が分かりにくい。もう一工夫が必要。

事務局： 対応方針（原案）を分かり易いように修正する。

対応方針（原案）について

審議の結果、対応方針（原案）の表現を一部修正（以下のとおり）のうえ、「継続」で了承する。

（対応方針抜粋）

今後、都市用水の確保が不要となったことを踏まえ、緑川水系全体の治水安



全度を考慮した河川整備計画が策定されるまでの間、七滝ダム建設事業は雨量・流量の基礎調査等に限って行う。

7) 川内川直轄河川改修事業 . . . 事業継続

審議の結果、対応方針（原案）どおり、事業継続で了承された。  
委員からの意見は、次のとおり

川内市街部事業で区画整理事業と連携して実施することになっているが、区画整理事業の進捗はいかがか。

事務局： 順調にすすんでいる。

対応方針（原案）について

原案どおり「事業継続」で了承する。

8) 五ヶ瀬川直轄河川改修事業 . . . 事業継続

審議の結果、対応方針（原案）の表現を一部追加のうえ事業継続で了承された。  
委員からの意見は、次のとおり

大瀬川河口部の閉塞域は、貴重種が多く生息しているところである。今後の河口閉塞防御施設の設置にあたりどのように考えているか。

事務局： 今後、事業の実施にあたっては、専門家の意見を聞きながら検討していきたい。

河口域の環境に対して注意して整備するということに対応方針（原案）に追加記述ができないか。

事務局： その旨、追加記述する。

対応方針（原案）について

対応方針については、対応方針（原案）の表現を一部追加（以下のとおり）のうえ、「事業継続」で了承する。

[対応方針（原案） 「最後から2行目の後」]

・なお、特に河口域における生物多様性に、より注意して事業を推進する必要がある。

9) 番匠川直轄河川改修事業 . . . 事業継続

審議の結果、対応方針（原案）どおり、事業継続で了承された。

対応方針（原案）について

原案どおり「事業継続」で了承する。

10) 肝属川直轄河川改修事業 . . . 事業継続

審議の結果、対応方針（原案）どおり、事業継続で了承された。

対応方針（原案）について

原案どおり「事業継続」で了承する。

11) 大淀川直轄河川改修事業 . . . 事業継続

審議の結果、対応方針（原案）どおり、事業継続で了承された。

対応方針（原案）について  
原案どおり「事業継続」で了承する。

12) 球磨川直轄河川改修事業 . . . 事業継続

審議の結果、対応方針（原案）どおり、事業継続で了承された。

委員からの意見は、次のとおり

荒瀬ダムの撤去が県で実施されるときいているが、現在の河川改修に影響あるのか。

事務局： 昨年、熊本県においてダムを撤去するという方針がだされた。許可工作物であるので、現在の河川改修事業を進めるにあたっては大きな影響はないと思われる。なお、堆積土砂の処理については環境への各種検討が必要だと思われる。

対応方針（原案）について  
原案どおり「事業継続」で了承する。

13) 菊池川直轄河川改修事業 . . . 事業継続

審議の結果、対応方針（原案）どおり、事業継続で了承された。

対応方針（原案）について  
原案どおり「事業継続」で了承する。

14) 松浦川直轄河川改修事業 . . . 事業継続

審議の結果、対応方針（原案）どおり、事業継続で了承された。

対応方針（原案）について  
原案どおり「事業継続」で了承する。

15) 厳木ダム湖活用環境整備事業 . . . 事業継続

審議の結果、対応方針（原案）どおり、事業継続で了承された。

委員からの意見は、次のとおり

評価手法としてトラベルコスト法で算出されていて、新しい試みで良いと思う。しかし、精度的に問題はあると思うので、今後さらなる調査研究が必要。

対応方針（原案）について  
原案どおり「事業継続」で了承する。

《問い合わせ先》 国土交通省 九州地方整備局  
TEL 092 - 471 - 6331 (代表)

事業評価全般  
地方事業評価管理官 山本 健一 (内線 2118)  
企画部 建設専門官 井元 幸司 (内線 3156)

河川・ダム事業関係  
河川部 河川計画課長 宮本 健也 (内線 3611)

港湾事業関係 TEL 0832 - 24 - 4111 (代表)  
港湾空港部 港湾計画課長 神谷 昌文 (内線 320)